

令和 7 年 5 月 29 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和 6 年（ワ）第 70264 号 損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日 令和 7 年 3 月 6 日

判 決

5 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

10 第 1 請求

被告は、原告に対し、483 万 5800 円及びこれに対する令和 5 年 1 月 16 日から  
支払済みまで年 3%の割合による金員を支払え。

第 2 事案の概要

15 本件は、別紙原告商品目録記載 1～3 のコート（以下、順に「原告商品 1」などと  
いい、また、これらを併せて「原告各商品」という。）を販売する原告が、被告の販  
売する別紙被告商品目録記載のコート（以下「被告商品」という。）は原告各商品そ  
れぞれの形態を模倣した商品であり、その販売は不正競争（不正競争防止法（以下  
「法」という。）2 条 1 項 3 号）に該当すると主張して、被告に対し、法 4 条（損害  
額につき法 5 条 1 項）に基づき、合計 483 万 5800 円の損害賠償及び令和 5 年 1 月  
20 16 日（被告商品の販売期間の終期の趣旨と理解される。）から支払済みまで民法所  
定の年 3%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（証拠等を掲記しない事実は、当事者間に争いがないか、弁論の全趣  
旨により容易に認められる。なお、枝番号のある書証については、特に明記しない  
限り、枝番号を含む。以下同じ。）

25 (1) 当事者

原告は、アパレル商品の企画、製造、卸売及び販売等を行う株式会社であり、フ

ファッションブランド「THE RERACS」、「THE CLASIK」等の紳士服及び婦人服等を展開している。

被告は、アパレル商品、雑貨の企画、製造及び販売等を行う株式会社であり、ファッションブランド「スタンバーグ (STERNBERG)」等の紳士服及び婦人服等を  
5 展開している。

## (2) 原告各商品及び被告商品の販売開始時期

原告各商品及び被告商品の販売開始時期は、それぞれ、以下のとおりである。(甲  
17、弁論の全趣旨)

原告商品 1 令和 4 年 3 月 15 日

10 原告商品 2 令和 4 年 2 月 21 日

原告商品 3 令和 2 年 6 月 20 日

被告商品 令和 4 年 9 月 16 日

## 2 争点

(1) 原告各商品と被告商品の各形態の実質的同一性の有無 (争点 1)

15 (2) 被告商品の依拠性の有無 (争点 2)

(3) 原告の損害 (争点 3)

## 3 争点に対する当事者の主張

(1) 原告各商品と被告商品の各形態の実質的同一性の有無 (争点 1)

(原告の主張)

20 ア 原告各商品及び被告商品の形態

原告各商品及び被告商品の各形態は、別紙「商品対照表 1 原告の主張」の「原告商品 1 と被告商品」、「原告商品 2 と被告商品」及び「原告商品 3 と被告商品」に各記載のとおりである。

イ 原告各商品と被告商品の各形態の共通点

25 原告各商品と被告商品とは、原告各商品の特徴的形態であるコート全体の裾広がり形状、アームホールの位置、ボタンの形状や配置、サイドベンツスリットの位置

と切れ目の深さ、コート表面が（サイドベンツスリットを除き）途切れ目を有しないこと、襟がステンカラー又はスタンドカラーいずれにも対応していることを含め、その基本的形態のみならず具体的形態の細部に至るまで、全ての点で同一の形態を有する。

5 ウ 原告各商品と被告商品の各形態の相違点について

被告は、原告各商品と被告商品につき、別紙「商品対照表 2 被告の主張」の「原告商品 1 と被告商品」、「原告商品 2 と被告商品」及び「原告商品 3 と被告商品」に各記載の形態を有し、全体のシルエット、素材・光沢・質感、襟元、前身頃、サイドベンツスリット、袖口、後身頃それぞれの細部に着目し、原告各商品と被告商品との間に相違点（同別紙下線部）があると主張する。

しかし、以下のとおり、上記相違点は、いずれも、需要者が通常の用法に従った使用に際し直ちに認識することができない性質のものであり、原告各商品と被告商品それぞれの全体の印象を異なるものとするものではない。したがって、これらの相違点の存在にかかわらず、原告各商品と被告商品の形態は実質的に同一である。

15 (ア) 全体の形態・シルエットの違い

被告商品は、原告各商品と同様、ゆとりのある形態を有し、全体的なドレープの具合及び見え方も原告各商品と異ならない。また、原告各商品と被告商品は、いずれも略Aラインのシルエットを有し、全体的に裾に向かう広がりが目立つ。さらに、原告各商品は、サイドベンツスリットの切れ込みの深さに着目して「ポンチョ」としているものの、実態はバルカラーコート（又はステンカラーコート）寄りの形状であり、俗にいう「ポンチョ」の要素は有しない。他方、被告商品も、バルカラーコート（又はステンカラーコート）寄りの形態であり、「トレンチコート」由来の要素は見当たらない。このため、原告各商品と被告商品を比較しても、ポンチョ又はトレンチコートのいずれかに由来することによる形態の違いはない。

25 (イ) 素材、光沢及び質感の違い

a 原告商品 1 と被告商品

原告商品 1 と被告商品は、いずれもポリエステル素材である。また、需要者において、商品の全体観察により、表面に触れる際に感じられる強いハリ感、パリッとした質感、程よいツヤ感の違いを感得するのは難しく、素材の違いにより生じる光沢及び質感の違いにより原告商品 1 と被告商品の印象を異なるものとして認識するのは困難である。

#### b 原告商品 2 及び 3 と被告商品

原告商品 2 及び 3 は、いずれも被告商品と異なるウール素材である。しかし、被告商品においてもウール素材の質感に寄せたポリエステル素材が用いられており、原告商品 2 及び 3 のような表面のケバ感や繊維感も感じられるため、素材の違いが両者の光沢及び質感に与える影響は限定的である。また、需要者において、商品の全体観察により被告がいうところのケバ感、繊維感、ツヤ感、クリアな表面感の違いを感得するのは難しく、素材、光沢及び質感の違いにより原告商品 2 及び 3 と被告商品の印象を異なるものとして認識するのは困難である。

#### (ウ) 襟元のデザインの違い

##### a 原告商品 1 と被告商品

原告商品 1 と被告商品の襟元のデザインには、チンフラップで左右の襟を固定する構造を有するか否かの違いがある。もともと、被告商品のチンフラップは着脱が可能な付加的部分であり、容易に設計変更可能な部分である。また、当該チンフラップが装着されていない場合、そもそも当該チンフラップが被告商品において存在感を発揮することはない。これが装着されている場合であっても、立ち襟自体の形態は変化しない以上、被告商品の全体的形態に与える影響は限定的である。さらに、原告商品 1 も被告商品も、共に際立つ高さの立ち襟であるところ、需要者が高さ 2.5cm の違いや襟に施されたボタンの色及び数の違いに気づくことは困難である。襟を立てない状態で左右の襟の接点部分に隙間が生じるか否かの違いは、当該部分が商品全体のごく僅かな範囲を占めるに過ぎない以上、需要者が目を凝らして観察したとしても、これに気付くことは著しく困難である。

b 原告商品 2 及び 3 と被告商品

チンフラップで左右の襟を固定する構造を有するか否かという原告商品 2 及び 3 と被告商品との違いについては、原告商品 1 と被告商品の場合と同様である。襟の形態が直線的か否かの違いについては、この違いを判別するのは非常に困難であり、  
5 商品を着用する需要者においてそのような微差を意識することは期待できない。

(エ) 前身頃のデザインの違い

a 原告各商品と被告商品

原告各商品及び被告商品は、いずれも前身頃の中心に 5 つの丸いボタンがシングル列により縦に等間隔で並ぶデザインであるという特徴において同一である。

10 被告商品がチンフラップの装着により第 1 ボタンのみ隠れる作りであること及び前身頃に左右 1 つずつポケットを配置していることは、いずれも需要者において認識することはほとんど期待できず、いずれも商品購入の判断要素となり得ない程度の些細な違いである。

b 原告商品 2 及び 3 と被告商品

15 原告商品 2 及び 3 のボタンの直径が被告商品のそれより 2mm だけ大きいこと、いずれも 10cm 以上の間隔を空けて並んだ 5 つのボタンのうち最下部のボタンの位置が若干異なることは、いずれも需要者において認識することはほぼ不可能であり、通常の用法に従って着用した場合にほとんど認識できない程度の些細な違いである。

(オ) サイドベンツスリットのデザインの違い

20 a 原告商品 1 と被告商品

被告が指摘するサイドベンツスリットのスナップボタンの数及び形態の違いは、商品全体のごく一部分を占めるに過ぎず、商品の側面下部の目立たない部分に位置していることも相俟って、需要者において通常の用法に従って着用した場合に認識することはほとんど期待できない。

25 サイドベンツスリットのスナップボタンの取り付け位置については、商品の側面下部の目立たない部分であることに加え、原告商品 1 において小さな留め具がスリ

ット表面に1つ現れているか否かの違いしかないから、需要者によっては認識することができない可能性がある。

5 サイドベンツスリット内側のポケットは、通常隠れている部分であり、当該ポケットの有無を判別するのは非常に困難であって、需要者によっては認識することができない可能性がある。

#### b 原告商品2及び3と被告商品

原告商品2及び3と被告商品とは、いずれもサイドベンツスリットにスナップボタンが3つ施されている点が同一である。被告が指摘するボタンの形態の違い及び  
10 サイドベンツスリットを開放した場合の裏地の見え方については、商品の側面下部かつ商品の裏側という目立たない箇所であるため、需要者においてその特徴を認識することは期待できない。

##### (カ) 袖口のデザインの違い

被告商品は、原告各商品と異なり、袖口を絞るための小さなスナップボタンが取り付けられているが、当該部分が商品全体に占める範囲はごく僅かであり、需要者  
15 においてその特徴を認識することは期待できない。

##### (キ) 肩のデザインの違い

#### a 原告商品1と被告商品

原告商品1及び被告商品は、いずれもドロップショルダーというロング丈のコートとしては特徴的な形態を有する。他方、被告が指摘するステッチが見える縫製で  
20 あるか否かは、需要者においてこれを認識することは期待できない。

#### b 原告商品2及び3と被告商品

原告商品2及び3は、袖の付き方がラグランスリーブであり、また、縦の切り替えが存在している点が被告商品と異なる。しかし、原告商品2及び3に切り替え線が1本存在する点を除き、被告の指摘する相違点を判別することは難しく、需要者  
25 においてこれを認識することは期待できない。

##### (ク) 後身頃のデザインの違い

被告商品は、後身頃に中心線がある点で原告各商品と異なる。しかし、この相違点を判別することはほぼ不可能であり、需要者においてこれを認識することは期待できない。

(被告の主張)

5 ア 原告各商品及び被告商品の形態

原告各商品及び被告商品の各形態は、別紙「商品対照表 2 被告の主張」の「原告商品 1 と被告商品」、「原告商品 2 と被告商品」及び「原告商品 3 と被告商品」に各記載のとおりであり、原告各商品と被告商品とは、同別紙記載の下線部においてその形態を異にする。以下敷衍する。

10 イ 概要

原告各商品と被告商品とは、その形態を比較すると、ロング丈のコート（上着）というカテゴリにおいて共通するに過ぎず、その形状及び形状に結合した光沢・質感等において大きく相違し、これらの相違点は需要者に対して全体として異なる印象を与える。すなわち、被告商品は、原告各商品のいずれとも異なる形態を有するものである。

15 ウ 原告各商品と被告商品の各形態の相違点

(ア) 全体の形態・シルエットの違い

需要者によるコートの選択に当たり、全体のシルエットの相違は、コートの中に着用する衣服にも影響を与えると共に、着用時の印象を大きく左右するため、重要な考慮要素となる。

20 a 原告商品 1 と被告商品

原告商品 1 は、裾に向かって大きく広がり、略 A ラインのゆったりとした形状が特徴的で、全体的に大きなドレープが生じている。これに対し、被告商品は、正面視・側面視・背面視のいずれにおいても、細身でストレートな略 I ラインのシルエットであり、着用時に目立ったドレープは生じていない。

このような全体の形状及びシルエットの相違は、原告商品 1 と被告商品の系譜の

相違がデザインに現れたものである。すなわち、原告商品 1 は、その商品名のとおり、頭から被って着用する毛布状の外衣であるポンチョに由来するポンチョコートであり、ゆとりのある形状であることから、着用時に生地之余剰が生じ、ドレープが生まれている。これに対し、被告商品は、トレンチコートをベースとして改良を重ねて作成されたものであり、縦のラインを意識したデザインのステンカラーコートであって、ポンチョの要素は有しない。

#### b 原告商品 2 及び 3 と被告商品

原告商品 2 及び 3 は、全体的に幅広の形状を有するビッグシルエットのコートであり、被告商品の細身でストレートな形状とは全く異なる。また、その形状の差により、原告商品 2 及び 3 においても、原告商品 1 と同様に、着用時に裾に大きなドレープが生じるため、被告商品とは、着用時のシルエットにおいても相違する。

このような原告商品 2 及び 3 と被告商品における全体の形状・シルエットの相違は、原告商品 1 の場合と同様に、その系譜の相違がデザインに現れたものである。

#### (イ) 素材、光沢及び質感の違い

素材は、その商品の季節感・着用シーン等に大きく関わりと共に、商品全体の印象を大きく左右する要素であり、特に無地のコートの選択に際しては、需要者の受ける印象に強く影響する。

#### a 原告商品 1 と被告商品

原告商品 1 は、レインコートのような風合いを有し、ハリ感の強いポリエステル素材のボンディング生地(生地と生地を貼り合わせて作られた生地)のものであり、光沢感のあるパリッとした質感を有するものである。これに対し、被告商品は、ハリ感はあるつつも、柔らかくソフトな印象を有し、落ち感があり、ウール素材の質感に寄せたポリエステル素材であり、程よいツヤ感(微光沢)を有するマットな生地表情のものである。同じくポリエステル素材といっても、その光沢及び質感は生地により様々であり、原告商品 1 及び被告商品は、その素材、光沢及び質感において大きく相違する。

b 原告商品 2 及び 3 と被告商品

原告商品 2 及び 3 は、表面のケバ感、繊維感が目立つウール素材が用いられている。これに対し、被告商品は、ウール素材の質感に寄せたポリエステル素材ではあるものの、生地表情は程よいツヤ感（微光沢）を有するマットなものであって、ウール素材ほどの繊維感はなく、合成繊維特有のクリアな表面感を有する。このように、原告商品 2 及び 3 と被告商品には、その素材、光沢及び質感において大きな相違がある。

(ウ) 襟元のデザインの違い

襟元は、商品正面上部という需要者の目に留まりやすい部位である上、同部位における相違点は商品の全体的形態に変化を与えるものである。

a 原告商品 1 と被告商品

原告商品 1 及び被告商品は、いずれも襟を立てて着用することが（も）想定された構造であるという点で共通するものの、そのデザインは大きく相違する。

すなわち、原告商品 1 は襟に取り付けられたボタンにより左右の襟を留めることで襟を立てる構造であるのに対し、被告商品は付属のチンフラップにより固定することで襟を立てる構造となっている。被告商品のチンフラップは喉元正面全体を覆う大ぶりのもので、左端に施されたシルバーのスナップボタン 1 つと、ベルト（スナップボタン 3 つが施されたもの）を有する独創的な形状をしており、被告商品の有する重要な特徴の一つであって、被告商品全体においても大きな存在感を示している。

また、原告商品 1 の襟は、襟の背面中央部の高さが約 12cm であるのに対し、被告商品の襟のそれは約 9.5cm であるため、特に襟を立てたときの側面視において、両商品の襟の形状は大きく異なる印象を有する。加えて、原告商品 1 では襟の側面部分に特段のデザインが施されていないのに対し、被告商品では、チンフラップのベルト部分に 3 つのシルバーのスナップボタンが連なって施されており、これらが目を引くデザインとなっている。

ボタンやチンフラップで固定することなく襟を立てた場合においても、原告商品 1 の襟には生地の色と同系色のボタンが 1 つ施されているのに対し、被告商品では、チンフラップを固定するためのシルバーのスナップが襟側面に 2 つ横並びで配置されており、これらが目を引く。この点において、両商品の襟元のデザインは大きく相違する。

**b 原告商品 2 及び 3 と被告商品**

原告商品 2 及び 3 は、スタンダードなステンカラーを有したコートであり、左右の襟を立てて固定するための構造は特段施されていない。これに対し、被告商品にはチンフラップが付属しており、これによって左右の襟を固定して立てることが想定されている。また、原告商品 2 は襟の形状が直線的であるのに対し、被告商品は、襟を立てて着用することを（も）前提としており、襟を立てた際に襟が頬のラインに沿うように設計された結果、襟の外延が丸みを帯びた形状となっている。このように、原告商品 2 及び 3 と被告商品の襟元のデザインには大きな相違がある

**(エ) 前身頃のデザインの違い**

**a 原告商品 1 と被告商品**

原告商品 1 は、前身頃中心に 5 つのボタンが縦に取り付けられており、各ボタンの直径は約 2.1cm である。これに対し、被告商品は、チンフラップの装着により 5 つのボタンのうち第一ボタンが完全に隠れる作りとなっており、各ボタンの直径は約 1.3cm である。このように、被告商品におけるチンフラップの存在感と相俟って、原告商品 1 と被告商品とは、ボタンの存在感が全く異なるデザインとなっている。

また、原告商品 1 には前身頃を含むコート表面にポケットが存在しないのに対し、被告商品には、前身頃に左右 1 つずつポケットが施されている点でも、デザインが相違する。

**b 原告商品 2 及び 3 と被告商品**

原告商品 2 及び 3 では、直径約 1.5cm のボタンが 5 つ、約 11cm ずつ間隔を空けて並んでおり、最下部のボタンはおおよそウエスト～腰の位置にある。これに対し、

被告商品では、直径約 1.3cm のボタンが 5 つ、約 13.5cm ずつという原告商品 2 及び 3 より広い間隔を空けて並んでおり、最下部のボタンは原告商品 2 及び 3 のそれよりも低い位置にある。このようなボタンの配置は、正面視における印象を異なるものとするものであると共に、足捌き等の点で機能にも影響を与える。

5 加えて、原告商品 1 の場合と同様に、原告商品 2 及び 3 では前身頃を含むコート表面にポケットが存在しないのに対し、被告商品には前身頃に左右 1 つずつのポケットが施されている点でも、デザインが相違する。

(オ) サイドベンツスリットのデザインの違い

a 原告商品 1 と被告商品

10 原告商品 1 は、サイドスリット部分に直径約 2.1cm のシルバーのスナップボタンが 1 つあるのみである。これに対し、被告商品は 3 つのスナップボタンによりスリットを留められる構造となっている。この点で、両商品のサイドスリットのデザインは相違する。

また、原告商品 1 のスナップボタンは、コートの表面に取り付けられているため、  
15 スリットを閉じた（スリットのボタンを留めた）際にもコートの表面に現れる。これに対し、被告商品のスナップボタンは、スリットの内側に取り付けられているため、スリットを閉じた際にはコートの表面に現れないデザインとなっている。被告商品のスナップボタンがスリットの内側に取り付けられているのは、スリットを閉じた際、スリットの存在を出さずに着用できるようなデザインとすることを狙って  
20 施されたデザイン上の工夫である。

加えて、原告商品 1 はサイドスリットの内側にポケットが施されているのに対し、被告商品はデザイン上の狙い等から前身頃にポケットを取り付けており、サイドスリット付近にはポケットが無いデザインとなっている点においても、両商品の形態は相違する。

25 b 原告商品 2 及び 3 と被告商品

原告商品 2 及び 3 は、サイドスリットにスナップボタンが 3 つ施されているお

り、この点では被告商品と共通する。しかし、原告商品 2 及び 3 では輝き（ツヤ）の強いスナップボタンが用いられているのに対し、被告商品では表面に見えてもデザイン上の違和感が大きく出ないように、ツヤ消し加工を施し、凹凸のないシンプルな形状のスナップボタンが用いられている。

- 5      また、スリットを開放した際、原告商品 2 及び 3 では、後身頃の裏地がないためにスリットからコート本体のウール素材の生地が見えるのに対し、被告商品では、総裏地であるためにスリットから裏地が見える点で、両者の見え方が異なる。

(カ) 袖口のデザインの違い

- 10      原告各商品には袖口を絞るための構造が特段施されていないのに対し、被告商品は、スナップボタンを留めることにより袖口を絞ることができる構造・デザインとなっている。

(キ) 肩のデザインの違い

a 原告商品 1 と被告商品

- 15      原告商品 1 及び被告商品は、いずれもいわゆるドロップショルダーである点では共通する。もっとも、ドロップショルダーは近年のオーバーサイズのトレンドに必然的に随伴する形で流行しており、原告商品 1 や被告商品のようなデザイン性の高いコートにおいてドロップショルダーは一般的に採用されているデザインであって、需要者の注意を惹く特徴的なデザインではない。

b 原告商品 2 及び 3 と被告商品

- 20      原告商品 2 及び 3 は、首元から脇にかけて斜めに切り替えが入った、いわゆるラグランスリーブのものである。これに対し、被告商品はセットインスリーブであるから、両商品の袖の付き方は相違する。

(ク) 後身頃のデザインの違い

- 25      原告各商品は、いずれも後身頃において生地を継がずに作製されているのに対し、被告商品は後身頃の中心で生地が縫い合わされていることから中心線があり、この中心線が後身頃全体において目立つデザインとなっている。

(2) 被告商品の依拠性の有無 (争点 2)

(原告の主張)

ア 原告商品 1 及び 2 の販売開始時期はそれぞれ令和 4 年 3 月 15 日及び同年 2 月 21 日であり、原告は、これに近接した時期に、原告公式ウェブサイト等でそれぞれ  
5 の商品説明を掲載した。また、原告は、令和 2 年 2 月 10 日以降、原告商品 3 のデザインを一般公開し、遅くとも同年 6 月 20 日にその販売を開始した。

他方、被告商品の販売は遅くとも令和 4 年 9 月頃に開始された。

イ 原告各商品と被告商品の形態は、実質的に同一である。同じバルカラーのロング丈のポンチョコートであっても、全体の形態、アームホールの位置、ボタンの  
10 形態や配置、サイドベンツスリットの位置と切れ目の深さ、襟がステンカラー又はスタンドカラーいずれにも対応していること等相当数の個別の部分があり、それぞれ相当数の選択肢が存在するにもかかわらずいずれも同一であることは、偶然の一致とは経験則上考え難い。このため、被告は、被告商品のデザインにあたり、原告各商品の形態を認識していたといえる。

ウ 被告商品の広告表現は原告の広告の表現内容と酷似しているところ、被告において、被告商品のデザインにあたり原告各商品の形態を認識していなければ、この  
15 ような一致が生じることはない。

エ 小括

以上のとおり、被告商品の形態は、原告各商品のいずれの形態とも実質的に同一  
20 であり、原告各商品に依拠していることから、被告商品は原告各商品の形態を模倣したものであり、被告による被告商品の譲渡及び譲渡のための展示は、不正競争(法 2 条 1 項 3 号)に該当する。

(被告の主張)

ア 被告は、令和 2 年 7 月頃、「STERNBERG」の前身となるブランド「velvet  
25 BY STERNBERG」の運営開始に合わせた令和 3 年の春夏向けオリジナル商品として、ウール&モヘアトレンチコート(品番 21SS-VCO-02。以下、「VS-2020」とい

う。)を企画・デザインし、同年3月頃から、春先向けのコート(スプリングコート)としてこれを実際に販売した。次に、被告は、同じく「velvet BY STERNBERG」において、同年の秋冬向け商品として販売することを念頭に、VS-2020をベースとし、ドクターコートやコーチジャケット、第二次大戦期におけるイギリス軍の耐ガス及び耐防塵(砂漠での砂嵐等)用コートを参考にしつつ、そのデザインに一部変更を加え、襟を立てても着られるようなデザインのステンカラーコート(以下「VS-2021」という。)を企画・デザインした。VS-2021は、サンプルの作製を完了したものの、新型コロナウイルス感染症の流行の影響から、同年中に、同年の秋冬向け商品の発売時期を待たずして「velvet BY STERNBERG」ブランド自体を休止したため、実際に販売されるには至らなかった。その後、被告は、令和4年、後継ブランドである「STERNBERG」において、VS-2021をベースとし、若干のデザインの変更を加えた商品として被告商品を企画し、同年2月25日にその基本的な形態を備えた1stサンプルを、同年4月17日には1stサンプルをもとに寸法等を微調整した2ndサンプルをそれぞれ作製し、同年6月16日、2ndサンプルを更に微調整して細部に至るまでの設計を完了して、同年9月16日にその販売を開始した。

このように、被告商品は、VS-2020及びVS-2021を受け継いで開発されたものであって、原告各商品のいずれにも依拠したものではない。

イ 原告商品1及び2については、被告がその現物を入手可能であったのは早くとも令和4年8月中旬以降とみられる。被告が原告商品1ないし2に依拠して被告商品を企画・デザインすることは不可能である。

仮に原告商品1及び2の販売開始時期につき原告の主張のとおりであったとしても、上記のとおり、被告商品の1stサンプルは同年2月25日までに完了していたことから、同様である。

ウ 原告商品1の広告と被告商品の広告の表現内容が酷似しているとされる点については、これらの表現内容はいずれも一般的に用いられているものであるか、意味合いが異なるものとして用いられているものであって、依拠性を基礎付けるに足

りるものではない。

(3) 原告の損害（争点 3）

（原告の主張）

ア 被告商品の形態は原告各商品のそれと細部に至るまで共通しているところ、  
5 原告と同じファッション業界で同種のアパレル商品を販売している被告において、  
原告各商品の形態を模倣する意図なしにこのような偶然の一致が生じることは考え  
難しい。したがって、被告には、原告各商品の形態を模倣した被告商品を販売するこ  
とについて故意又は少なくとも過失があった。

被告は、遅くとも令和 4 年 9 月には被告商品を販売し、原告の営業上の利益を侵  
10 害した結果、原告に対し、以下のとおり、少なくとも 483 万 5800 円の損害を与え  
た。

イ 逸失利益（不競法 5 条 1 項）

被告商品の販売数量は 200 枚を下らない。原告がこの販売数量分を製造販売する  
ことは十分に可能である。

15 他方、原告製品の単位数量あたりの限界利益は 2 万 1979 円である。

したがって、原告の被った損害の額は、少なくとも 439 万 5800 円（=200 枚×2  
万 1979 円）を下らない。

ウ 弁護士費用相当損害額

本件にかかる弁護士費用は、44 万円を下らない。

20 エ 小括

以上より、原告は、被告の不正競争により、少なくとも 483 万 5800 円の損害を  
被った。

（被告の主張）

否認ないし争う。被告商品の販売数量は 57 枚である。

25 第 3 当裁判所の判断

1 争点 1（原告各商品と被告商品の各形態の実質的同一性の有無）

(1) 原告各商品と被告商品の各形態

証拠（後掲のもの）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告各商品及び被告商品は、それぞれ、別紙「商品対照表 3 裁判所の認定」の「原告商品 1 と被告商品」及び「原告商品 2 及び 3 と被告商品」に各記載の形態  
5 を有するものと認められる。（甲 5、12、乙 2）

なお、原告商品 3 は、原告商品 2 と比較して、原告商品 2 より桁丈の長さが 1cm 長いという点でのみ相違するものであるから（弁論の全趣旨）、原告商品 2 と同様の形態を有するものといつてよい。

イ 被告は、被告商品の正面視、側面視の形状について全体的に細身であると主張する（1b'、2b'、2d'、3b'、3d'）。証拠（乙 2）によれば、被告商品は原告各商品  
10 よりも裾幅が狭いことが認められるが、被告商品も、被告自ら広告しているとおりの、「オーバーサイズのステンカラーコート」（甲 3 の 3）であつて、全体のシルエットとしてはゆとりがあり、裾広がり  
の形状のものとみられるのであつて、「全体的に細身」とまではするの  
は相当でない。

原告各商品及び被告商品の形態につき、原告及び被告はそれぞれその他縷々主張  
15 するけれども、上記認定に反する主張はいずれも採用できない。

(2) 各形態の実質的同一性の有無

ア 原告商品 1 と被告商品

(ア) 原告商品 1 と被告商品の各形態は、以下の点で共通するといえる。

- 20
- ・いずれもバルカラーのロング丈のコートである（1ア、1ア'）。
  - ・全体のシルエットがゆとりのある裾広がり  
の形状である（1イ、1イ'、1オ、1オ'）。
  - ・アームホールが肩より低い位置にあるドロップショルダーを有している（1ウ、1ウ'）
- 25
- ・裾から腰部付近まで切れ込んだサイドベンツスリットを有している（1カ、1カ'）。

- ・ステンカラーでもスタンドカラーでも使用可能な襟の構造である(1ク、1ク')。
- ・前身頃にシルバーの丸いスナップボタン5つが等間隔で取り付けられている(1ケ、1ケ')。

(イ) 他方、原告商品1と被告商品の各形態は、以下の点で相違する(具体的には、別紙「商品対照表3 裁判所の認定」の「原告商品1と被告商品」欄の下線部のとおり)。

1-① チンフラップの有無等襟元の具体的なデザイン(1エ、1エ'、1シ、1シ')

1-② 後身頃の中心線の有無(1キ、1キ')

1-③ 襟をスタンドカラーにして使用する場合の方法(1ク、1ク')

10 1-④ サイドスリットにおけるボタンの数、位置及びボタンを留めた際の外部からの視認可能性(1ケ、1ケ'、1コ、1コ')、

1-⑤ 素材の光沢や質感(1サ、1サ')

1-⑥ 前身頃表面のポケットの有無(1ス、1ス')

1-⑦ 袖口のスナップボタンの有無(1セ、1セ')

15 (ウ) 上記各相違点のうち、サイドスリットのボタンに係る相違点1-④は、商品全体の構成のうち下部かつ側面にあり、原告商品1と被告商品を直接並べて対比した際にボタンを留めることによりようやく認識し得るといふ程度の相違にとどまる。また、袖口のボタンに係る相違点1-⑦についても、商品全体の構成のうち袖口という末端部分の1つに存在し、その構成が全体に占める割合は大きいものではないこと  
20 とから、同様に考えられる。したがって、これらの相違点に関しては、いずれも通常の用法に従った使用に際し需要者が必ずしも容易に認識し得るものとはいえない。

また、襟元のデザイン等に係る相違点1-①及び1-③のうち、襟の高さの相違の程度は大きくないことなどから、被告商品につき、チンフラップを外した上で襟を立てない(ステンカラー)状態を想定すると、需要者において判別が容易とはいえない  
25 い程度の相違に過ぎないといえる。

しかし、被告商品につき、チンフラップを付けた場合、とりわけこれを付けた上

で襟を立てた（スタンドカラー）状態とした場合には、チンフラップが強く需要者の目を惹きつけるといってよく、特に正面視及び右側からの側面視において、需要者に与える印象に大きく影響するものとみるのが相当である。加えて、後者の態様により被告商品が使用されることが通常の用法に従った使用でないとみるべき具体的な事情は見当たらない。

また、後身頃の中心線の有無（相違点 1-②）及び前身頃のポケットの有無（相違点 1-⑥）については、原告商品 1 が前身頃及び後身頃に切り返しがなく（1 キ）、ゆったりとしたシルエットを印象付けるデザインになっているのに対し、被告商品では、前身頃の腰付近に縦長のポケットが施されていること（1 ス）及び後身頃に縦の中心線が存在すること（1 キ）によって、正面視及び背面視において、縦のラインを印象付けるデザインとなっているといえる。原告商品 1 及び被告商品がいずれも比較的シンプルなデザインのコートであることをも踏まえると、これらの相違点は、需要者の商品全体に対する印象に強い影響を与えるものというべきである。

さらに、素材の光沢や質感に係る相違点 1-⑤については、原告商品 1 及び被告商品は同じく本体にポリエステル素材を用いている（甲 3、4）とはいえ、原告商品 1 がポリエステルタフタを 2 枚貼り合わせたことによりハリ感が強く光沢感のある質感となっている（1 サ、甲 4）のに対し、被告商品は、ウールのように見えるポリエステル繊維である「ルアナ」を用いている（甲 3、乙 3）ことにより、ハリ感はあるつつも「程よいツヤ感」すなわち微かな光沢を有するマットな質感となっている（1 サ）といえる。その相違の程度は必ずしも大きいとまではいえないものの、商品全体に関わるものであるため、需要者はこれを容易に認識し得るといってよく、需要者に与える印象にかなり影響するものとみるのが相当である。

以上の事情を総合的に考慮すると、原告商品 1 と被告商品との形態の相違は些細なものとはいえず、両形態をもって実質的に同一ということとはできない。この点に関する原告の主張は採用できない。

イ 原告商品 2 及び 3 と被告商品

(ア) 原告商品 2 及び 3 と被告商品の各形態は、以下の点で共通するといえる。

・いずれもバルカラーのロング丈のコートである (2 ア、2 ア')。

・全体のシルエットがゆとりのある裾広がり形状である (2 イ、2 イ'、2 エ、2 エ')。

5     ・腰から要部付近まで切れ込んだサイドベンツスリットを有している (2 オ、2 オ')。

・ステンカラーでもスタンドカラーでも使用可能な襟の構造である (2 キ、2 キ')

・前身頃にシルバーのスナップボタン 5 つが等間隔で取り付けられている (2 ク、2 ク')。

10     (イ) 他方、原告商品 2 及び 3 と被告商品の各形態は、以下の点で相違する (具体的には、別紙「商品対照表 3 裁判所の認定」の「原告商品 2 及び 3 と被告商品」欄の下線部のとおり)。

2-① チンフラップの有無等襟元の具体的なデザイン (2 ウ、2 ウ'、2 サ、2 サ')

2-② 後身頃の中心線の有無 (2 カ、2 カ')

15     2-③ 襟をスタンドカラーにして使用する場合の方法 (2 キ、2 キ')

2-④ サイドスリットにおけるボタンの種類 (2 ケ、2 ケ')

2-⑤ 素材の光沢や質感 (2 コ、2 コ')

2-⑥ 袖の形状 (2 シ、2 シ')

2-⑦ 前身頃表面のポケットの有無 (2 ス、2 ス')

20     2-⑧ 袖口のスナップボタンの有無 (2 セ、2 セ')

(ウ) 上記各相違点のうち、サイドスリットのボタンに係る相違点 2-④及び袖口のスナップボタンに係る相違点 2-⑧については、原告商品 1 と被告商品の各形態の相違点 1-④及び 1-⑦の場合と同様に、いずれも通常の用法に従った使用に際し需要者が必ずしも容易に認識し得るものとはいえない。

25     また、襟元のデザイン等に係る相違点 2-①及び 2-③のうち、被告商品につき、チンフラップを外した上で襟を立てない (ステンカラー) 状態では、襟の形状の相違

は需要者において判別が容易とはいえない程度の相違に過ぎないといえる。

しかし、被告商品につき、チンフラップを付けた場合、とりわけこれを付けた上で襟を立てた（スタンドカラー）状態とした場合に、チンフラップが強く需要者の目を惹きつけるといつてよく、特に正面視及び右側からの側面視において、需要者に与える印象に大きく影響するものとみるのが相当であること、後者の態様により被告商品が使用されることが通常の用法に従った使用でないといふべき具体的な事情は見当たらないことは、原告商品 1 と被告商品の各形態の当該部分に関する相違点の場合と同様である。加えて、この場合、被告商品の襟はチンフラップがあることにより全体に丸みを帯びた形状となるのに対し、原告商品 2 及び 3 においては、襟が直線的に前に張り出したような形状となる。この点でも、原告商品 2 及び 3 と被告商品とでは、需要者に与える印象に大きな相違があるものといえる。

相違点 2-②及び 2-⑦については、原告商品 1 と被告商品の各形態の相違点 1-②及び 1-⑥の場合と同様に、需要者の商品全体に対する印象に強い影響を与えるものといふべきである。

相違点 2-⑤については、原告商品 2 及び 3 の表地には高密度で織り上げたウール 100%のフランネル生地が用いられ（甲 17）、控えめな光沢感がありつつ、ケバ感、繊維感が目立つ質感となっている（2 コ）のに対し、被告商品では、ウールのような見た目・質感ではあるもののポリエステル繊維が用いられており、ハリ感がありつつ、微かな光沢を有するマットな質感となっており（2 コ'）、ケバ立ちを感じさせるものではない。この相違の程度は必ずしも大きいとまではいえないものの、商品全体に関わるものであるため、需要者はこれを容易に認識し得るといつてよく、需要者に与える印象にかなり影響するものとみるのが相当である。

相違点 2-⑥については、原告商品 2 及び 3 は、首元から脇にかけて斜めに切り替えが入っていることにより（2 シ）、横にゆったりとしたシルエットを印象付けるものとなっている。これに対し、被告商品では、肩から脇にかけて縦に切り替えが入っていることにより（2 シ'）縦のラインが印象付けられることとなる。このような

相違は、相違点 2-⑤と同様に、商品全体に対する需要者の印象に相当程度影響するものとみられる。

以上の事情を総合的に考慮すると、原告商品 2 及び 3 と被告商品との形態の相違は些細なものとはいえず、両形態をもって実質的に同一ということとはできない。

5 この点に関する原告の主張は採用できない。

## 2 まとめ

以上のおり、被告商品は、原告各商品のいずれとの関係においても、その形態を模倣したものとは認められないから、その余の点を論ずるまでもなく、被告による不正競争（法 2 条 1 項 3 号）は認められない。したがって、原告は、被告に対し、  
10 法 4 条に基づく損害賠償請求権を有しない。

## 第 4 結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないからこれらをいずれも棄却することとして、主文のおり判決する。

15 東京地方裁判所民事第 47 部

裁判長裁判官

---

杉 浦 正 樹

20

裁判官

---

細 井 直 彰

25

裁判官石井奈沙は差支えのため、署名押印できない。

裁判長裁判官

---

杉 浦 正 樹

(別紙)

当事者目録

5

原 告 株式会社ザ・リラクス

原告訴訟代理人弁護士 高 瀬 亜 富

同 藤 枝 典 明

10

被 告 株式会社アダストリア

被告訴訟代理人弁護士 岩 瀬 ひ と み

15

同 松 永 徳 宏

同 湯 村 暁

同 高 橋 あ り さ

同 奥 田 眞 己

以上

(別紙)

原告商品目録

1 商品名：

5 RERACS LIGHT SMOOTH BONDING THE BAL COLLAR PONCHO

品番：22FW-RECT-331-J

ただし、色違い、サイズ違いの商品を含む。

【正面（襟を立てない状態）】



【正面（襟を立てた状態）】



【側面（左手側）袖を下げた状態】



【側面（左手側）袖を上げた状態】



15

【背面】



20

25

【襟元（右手側）】



10

【襟元（左手側）】



【襟元（正面）】



【肩】



2 商品名：BAL COLLAR PONCHO

品番：22AW-CKCT-001

ただし、色違い、サイズ違いの商品を含む。

【正面（襟立てない形態）】



【正面（襟立てた形態）】



【側面（袖を下げた形態）】



【側面（袖を上げた形態）】



15

【背面】



20

25

【襟元（右手側）】



【襟元（正面）】



5 【肩】



3 商品名 : BAL COLLAR PONCHO

品番 : 20AW-CKCT-014

ただし、色違い、サイズ違いの商品を含む。

【正面】

【側面（左手側）】



【側面（右手側）（袖を上げた状態）】



【背面】



【襟元（左手側）】



被告商品目録

商品名：【STERNBERG】スリットステンカラーコート (S-2022)

【正面（襟を立てない状態）】 【正面（襟を立てない状態、チンフラップ付き）】



【正面（襟を立てた状態）】



【側面（袖を下げた状態）】



【背面】



【側面（袖を上げた状態）】



【襟元（右手側）】



【襟元（正面）】



5 【肩】

